

公布された条例のあらまし

◇奈良県個人情報保護条例及び奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

1 条文の整備

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、次の条例について、同法の条項を引用する条文の整備を行うこととした。

- (1) 奈良県個人情報保護条例
- (2) 奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

2 施行期日

令和三年九月一日から施行することとした。